

地方消費税率引上げ分における使途の明確化について

平成 26 年 4 月 1 日より消費税及び地方消費税の税率を引き上げるとともに、引上げ分の消費税及び地方消費税について、社会保障 4 経費（※1）に充てることとされた法律（※2）が制定されました。

引き上げ後の消費税率 10%のうち、地方消費税率は 2.2%となっており、このうち 1/2 が市町村に交付されております。本町では、令和 6 年度当初予算における地方消費税率分を 6 千 2 百万円と見込み、以下の事業に充当することとしています。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源分） 62,000 千円

【歳出】社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費（一般財源） 169,799 千円

＜社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費＞

（単位：千円）

区 分	事 業 名	事 業 費 (※3)	財 源 内 訳		
			特 定 財 源	一 般 財 源	
					うち消費税率 引上げ増収分
社 会 福 祉	障 害 者 福 祉 事 業	193,941	139,137	54,804	62,000
	高 齢 者 福 祉 事 業	13,028	3,520	9,508	
	児 童 福 祉 事 業	73,842	44,433	29,409	
	母 子 福 祉 事 業	3,638	145	3,493	
	小 計	284,449	187,235	97,214	
社 会 保 険	国 民 健 康 保 険 事 業	34,404	19,396	15,008	
	介 護 保 険 事 業	100	0	100	
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	27,161	20,370	6,791	
	小 計	61,665	39,766	21,899	
保 健 衛 生	高 齢 者 等 医 療 事 業	40,909	8,363	32,546	
	疾 病 予 防 対 策 事 業	19,389	1,249	18,140	
	小 計	60,298	9,612	50,686	
合 計		406,412	236,613	169,799	62,000

※1 消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費であり、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のこと

※2 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」

※3 事務費や事務職員の人件費を除く